

【科目情報】

授業コード	1FCB215010	科目ナンバリング	FCALAW71022-J1
授業科目名	民事訴訟法1（判決手続の基礎）		
担当教員氏名	鶴田 滋		
開講年度・学期	2022年度後期	曜日・時限	火曜2限、木曜4限
授業形態	講義		
単位数	4単位		

【シラバス情報】

授業概要	日本の民法をはじめとする実体私法には、どのような要件で権利が発生し、消滅するのかがあらかじめ定められており、それゆえ、一定の場合に、ある者が他の者に対して権利を有していることが実体法上承認されている。しかし、当該義務者が義務を任意に履行しない場合、権利者による自力救済が禁止されている以上、その義務を強制的に履行させ、権利者の権利を強制的に保護・実現させるための国家（裁判所）の制度が必要である。日本の司法制度は、私法上の権利を保護・実現するための手続として、主に、権利義務関係を観念的に確定する判決手続と、確定された権利義務関係を現実化する強制執行手続を用意している。本講義は、以上のような私人の権利を保護・実現するための一連の手続（広義の民事訴訟）のうちの、判決手続（狭義の民事訴訟）を規律するルールや原則を概説することを目的とする。
到達目標	民事訴訟法理論は、極めて技術的・体系的に構築されているため、これを理解することは容易ではない。そこで、本講義は、民事訴訟法の理解に不可欠な基本概念や基本原則の内容を正確に理解し、それを基本的な事例において具体的に適用することができるようにすることを到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	民事訴訟制度の概要（他の紛争解決制度との違い） 民事訴訟制度は何のために存在するのか、判決手続と強制執行手続はどのように区別されるのか、さらに、民事訴訟が他の民事紛争の解決手段と比較してどのような特色があるのかについて概観する。	講義では、判例を中心とした具体的な事例を用いることが多いが、受講者は、基本概念や基本原則の理解のために、予習および復習として、テキストや参考書を熟読することが最低限要求される。さらに、授業前に配布するレジュメに基づいて講義を行い、さらに、各授業において前回の授業の復習事例問題を原則として課す予定であるので、授業前および授業後にレジュメを熟読し、問題を検討してくるのみならず、レジュメや教科書に引用された文献や判例を入手し、精読することが求められる。
第2回	民事訴訟における判断構造・審理原則 民事訴訟（判決手続）において、原告により主張された権利の存否を裁判所はどのようにして判断するのか、さらに、民事訴訟においてはどのような審理原則が妥当しているのかについて、概観する。	同上

第3回	民事訴訟手続の流れ1（訴え提起から争点整理まで） 民事訴訟手続の流れを概観する。まずは、訴えの提起から、送達、口頭弁論、争点・証拠の整理のための手続について説明する。訴訟費用の問題についても触れる。	同上
第4回	民事訴訟手続の流れ2（証拠調べから判決形成まで） 続いて、証拠調べ、事実認定の方法、証明責任とその分配、判決の形成までの手続について、大まかに説明する。	同上
第5回	民事訴訟手続の流れ3（上訴、既判力と再審） 最後に、第一審判決形成後の手続である上訴制度、および、確定判決の効力である既判力と再審制度について、本講義の理解のために必要な限りで概観する。	同上
第6回	民事訴訟の目的、訴訟と非訟、訴え 民事訴訟法学説において展開されてきた民事訴訟の目的論について問題の所在を明らかにする。さらに、訴訟と非訟の区別について説明した後、訴え、とりわけ形式的形成訴訟の特質について説明をする。	同上
第7回	訴訟上の請求（訴訟物） 民事訴訟における審判の対象である訴訟物を取り扱う。民事訴訟法学における「訴訟物論争」を概観し、現在における学説および判例の到達点とその課題について述べる。	同上
第8回	訴え提起の効果（重複起訴の禁止） 訴えの提起により生じる実体法上および訴訟法上の効果について説明する。とりわけ、重複起訴の禁止については、訴訟物と関連づけながら説明する。	同上
第9回	訴訟要件1（訴えの利益） 訴えの3類型に応じたそれぞれの訴えの利益について概観する。その中でも、将来給付の訴えと確認の訴えの利益について詳論する。	同上
第10回	裁判所、民事裁判権の限界 民事訴訟における主体の一つである裁判所について概観した上で、裁判所に関する訴訟要件に位置づけられる民事裁判権の範囲、とりわけ法律上の争訟について説明をする。	同上

第11回	<p>管轄権</p> <p>日本のどの国法上の裁判所が当該事件を担当するのかを定める管轄権について、現在判例上問題となっている事例を中心に説明をする。</p>	同上
第12回	<p>民事訴訟の当事者</p> <p>民事訴訟における主体の一つである当事者について概観する。とりわけ、当事者概念、当事者の特定（確定）、当事者能力、訴訟能力について説明する。</p>	同上
第13回	<p>民事訴訟における代理</p> <p>民事訴訟における代理について概観する。私法上の代理と比較しながら、法定代理、法人等の代表者、訴訟代理について主に考える。</p>	同上
第14回	<p>訴訟要件2（訴訟追行権）</p> <p>当事者に関する訴訟要件の一つである訴訟追行権（当事者適格）について説明する。この問題に関する判例および学説の到達点を示した後、残された課題について考える。</p>	同上
第15回	<p>弁論主義1（当事者による事実主張）</p> <p>弁論主義の第一法理である当事者による事実主張の原則について詳しく述べる。弁論主義の根拠について述べた後、基本判例を分析しながら、主要事実と間接事実の区別、一般条項における弁論主義の適用の可否、主張責任の分配と弁論主義との関係などについて考える。</p>	同上
第16回	<p>釈明権・釈明義務</p> <p>処分権主義・弁論主義の形式的適用による弊害を是正するために存在する釈明権および釈明義務について説明をする。とりわけ、釈明権と釈明義務の関係、上告理由としての釈明義務違反、釈明義務と法的観点指摘義務との関係について考える。</p>	同上
第17回	<p>弁論主義2（裁判上の自白）</p> <p>弁論主義の第二法理である裁判上の自白について詳細に検討する。とりわけ、権利自白をはじめとする裁判上の自白の適用範囲、自白の撤回の要件などについて、判例を分析しながら検討する。</p>	同上

第18回	<p>証明責任1（その意義と分配基準）</p> <p>自由心証主義の尽きたところではじめて作用されると言われる客観的証明責任の理解をめぐる学説の対立を説明した後、証明責任の分配法則に関する学説の対立を紹介・分析する。</p>	同上
第19回	<p>証明責任2（立証負担軽減のための諸方法）</p> <p>客観的証明責任の分配法則を形式的に適用すると、証明責任を負う当事者に過度の立証負担を負わせることがあり得る。立法および理論により考えられている、この立証負担を軽減するための諸方法を紹介、検討する。</p>	同上
第20回	<p>証拠調べ1（証拠調べ総論・物証）</p> <p>各種の証拠調べに共通の準則を概観するとともに、書証・鑑定・検証の詳細について、とりわけ、文書提出義務とその免除について説明する。</p>	同上
第21回	<p>証拠調べ2（人証）</p> <p>証人尋問・当事者尋問の詳細について、とりわけ証人義務と証言拒絶権について説明する。</p>	同上
第22回	<p>処分権主義1（判決によらない訴訟の終了）</p> <p>処分権主義の一内容である判決によらない訴訟の終了（訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解）についての重要な論点について、訴訟行為の分類、法律行為と訴訟行為との関係をめぐる議論を紹介しながら、詳論する。</p>	同上
第23回	<p>処分権主義2（申立事項の拘束性）</p> <p>処分権主義の一内容である申立事項の拘束性原則について、判例を素材として、訴訟行為、訴訟物などのこれまでに述べてきた事項の復習をしながら、説明する。</p>	同上
第24回	<p>既判力1（制度趣旨と作用）</p> <p>判決とその効力について概観した後、既判力の意義、本質、正当化根拠、その作用場面など、既判力一般を取り上げる。</p>	同上

第25回	既判力2（客観的範囲〔争点効を含む〕） 既判力の客観的範囲について説明する。とりわけ、日本の民事訴訟法が、判決主文に包含する判断のみを既判力対象とする理由と、判決理由中の判断に既判力類似の効力を及ぼそうとする学説の試みについて詳論する。	同上
第26回	既判力3（判決確定後の残額請求） 既判力の客観的範囲に関する応用問題にも位置づけられる、一部請求に対する判決確定後の残額請求について詳論する。訴訟物、処分権主義、既判力の客観的範囲、既判力に類似する効力についての復習をしながら講義を進める。	同上
第27回	既判力4（相殺の抗弁と既判力・重複起訴の禁止） 民事訴訟法が例外的に既判力対象とする、相殺の抗弁に対する判断についての既判力の作用について説明する。その後、相殺の抗弁の判断に対する既判力と重複起訴の禁止との関係についても、判例の展開をフォローしながら説明する。	同上
第28回	既判力5（時的限界） 既判力の時的限界について一般的な説明を行った後、既判力標準時後の形成権の行使と既判力という、既判力の時的限界に関する応用問題について詳述する。	同上
第29回	既判力6（主観的範囲） 既判力の主観的範囲について詳述する。とりわけ、口頭弁論終結後の承継人の範囲、および、承継人への既判力の作用について考える。	同上
第30回	確定判決のその他の効力 既判力以外の判決の効力について説明を行う。たとえば、反射的効力、構成要件的効力、執行力などについて概観する。	同上
第31回	期末試験	

成績評価方法	相対評価 期末試験(筆記試験)の結果(比率60%)と平常点(小テスト〔11月から12月に実施予定・比率20%〕とレポート〔12月から1月に実施予定・比率20%〕)により評価する。
履修上の注意	とくになし。
教科書	伊藤眞『民事訴訟法(第6版)』(有斐閣・2018年)、高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂『民事訴訟法判例百選(第5版)』(有斐閣・2015年)。
参考文献	入門書として、渡部美由紀＝鶴田滋＝岡庭幹司『民事訴訟法』(日本評論社・2016年)。その他、さらに理解を深めるための参考書として、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法(第8版)』(弘文堂・2015年)、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)(第2版補訂版)』(有斐閣・2013年)、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(下)(第2版補訂版)』(有斐閣・2014年)。
その他	